

## 出雲国造の火継ぎ神事

——その展開と変容——

平井直房

### 一 はじめに

出雲大社の宮司職をつとめる出雲国造の、就任式ともいふべき火継ぎ神事は、しばしば皇室の踐祚大嘗祭と比較して論じられる。天皇の御即位儀礼の古態は必ずしも判然とはしないが、平安初期頃からは三つの行事、すなわち神器の継承を中心とする踐祚の儀と、御即位を祖宗に告げ天下に公示なさる即位礼と、新帝の最初の收穫祭である踐祚大嘗祭の三者で構成されており、信仰的に最も重要なものは大嘗祭とされる。英国では国王の就任に当り、カンタベリ<sup>1</sup>の大寺院で宗教的儀式のうちに王冠をその頭上にのせる戴冠式がすまないと、新しい国王が即位したことにならな  
いと言われるが、わが国においては御一代一度の大規模な收穫祭である大嘗祭が、新しい天皇の誕生に必須な宗教的  
儀礼なのである。

この祭は秋十一月、簡素な悠<sup>ゆ</sup>紀・主<sup>す</sup>基二殿の臨時の神殿に、皇祖天照大神をはじめ大地の神々を招き、一晚に宵と

暁の二度、天皇が親しく神饌を供え、お告文(祝詞)を奏上し、御みずからも同様の食物を召上る直会(神々との会食)を伴っている。こうして同じ食物を神々と分け合って頂戴することは、古代から日本に行われた神と合一し神々の生命力をいただく方法であって、これにより新しい天皇は、神々と信仰的に一体となり、神々の靈威を背景に天皇としての機能を果されることになる、と信じられている。しかも宮中では、この大嘗祭と全く同じ趣旨の新嘗祭が、規模は小さくなるが毎年十一月、皇居で繰返されている。すなわち、大嘗祭を通じて身につけた神々の靈威や生命力を、天皇は毎年新嘗祭の度ごとに更新しておられるのである。

信仰的な意味では又、天皇には死がないとも言われる。先帝が崩御になると、皇太子は直ちに神器を継承し、一定の物忌み期間(諒闇)を経て大嘗祭を執行され、神々や祖宗と一体になった新しい人格として皇位を継がれる。この物忌みは一般には服喪とされるが、本来は神聖な人格に生れ代るための忌ごもり、すなわち禁欲と斉戒と謹慎の期間と解すべきかと思われる。こうして歴代の天皇は、宗教的には一人の人格として古代から生き続けておられる、とも考えられるのである。

このような思考や信仰は、ひとり皇室においてだけでなく、島根県の出雲大社にも行われて来た。申すまでもなく出雲大社は、日本神話に有名な大穴持命、すなわち大国主神に献げられた社で、その司祭者は代々出雲氏であった。この氏族の出自は、神話的には天照大神の子、天穗日命の子孫とされているが、恐らくは古くから松江の南郊大庭附近に土着していた古代豪族で、その氏神と推定される熊野神社(熊野大神を祀り、大庭の南方約二里にある)の司祭者でもあったが、次第に勢力を拡大し、後世の出雲全域を支配下に収め、出雲大社にも奉仕するに至ったものであろう。出雲氏はやがて大和朝廷の勢力圏に編入され、出雲の国造に任命される。大化改新(六四五年)以前の国造(現地では今もコクソウと発音)とは、土地を領有し人民を治め、神祭りや政治の一切を司る世襲の古代的な地方支

配者であったが、さような国造は大化改新により廃止された。しかし出雲氏は、その後もいわゆる律令国造として、地方的な神祇官ともいふべき役割を持ち続け、熊野・杵築（出雲）両大社をはじめ出雲国内の神々を祭り、また特に許されて平安初期の延暦十七年（七九八）まで意宇郡おきなどの郡司を兼ね、依然として現地における政治的権力を保っていた。出雲国造はやがて杵築に移住する。その時期は国造・郡領の兼帯が禁止される延暦十七年以後のことと推察されるが、相変わらず国造の称号を保持して現在に至っている。

出雲国造はその後、後村上天皇の興国四年（一三四三）に至り、兄弟間の後継者争いから千家・北島の二門に分れ、両家とも国造と称することになった。両家は翌年和睦して領地を折半し、年間の祭祀を分掌して、奇数月は千家方、偶数月は北島方が出雲大社の神事を主宰することになった。これに対し、古代に出雲国造が直接奉仕したいま一つの神社たる熊野神社は、国造の杵築移住後、十数里を隔てる距離のためか、関係が疎遠になり、平安末期以後はやや衰微して、国造の緩い支配を受けながら司祭者は神主が置かれず、別火（神饌調理などを担当した一種の神職）の熊野氏が代々社務を執行して幕末に至るのである。

火継ぎ神事の問題に入る前に、いま一つ、その主要な舞台となった神魂神社かみすについて触れておかねばならない。この社が建立された大庭の地は古代における出雲国造の本拠地で、附近には多くの古墳群があり、出雲の国府にも近く、『風土記』所載の出雲ノ神戸の中心をなしていた。神魂神社の名は『風土記』にも『延喜式』にも見えず、確実な文書での初出は鎌倉初頭、承元二年（一二〇八）の鎌倉將軍家下文であるという。この社は恐らくは国造の杵築移動後、それまで国造邸に祀られていた総社が平安中・後期に展開して、大庭の村氏神になったと推定される。しかしながら、それは単なる村氏神ではなく、近世に至っても国造の社と言われ、出雲国造の神事のための社領を保有し続けていた。遷宮の際は又、必ず両国造が奉仕し、神主秋上氏は一族の別火と共に両国造に仕え、社殿の掃除から風倒

木の処置に至るまで、杵築側の差図に従っていたのである。

## 二 火継ぎ神事の史料と展開

火継ぎ神事とは、出雲国造がその就任に当り実施している複合的な特殊神事で、皇室における踐祚大嘗祭と同様、神道の重要な伝統の一つである古代的な聖職者継承の方法を現代に伝えるものである。すなわち聖火で調理された御飯と一夜酒を、神々と共に頂戴する神人合一の儀礼であって、それにより神々の靈威や生命力が分ち与えられ、聖職者としての資格が完全なものになる。そうしてこの靈威や生命力は、火継ぎ神事の縮少版ともいうべき毎年の新嘗の祭―出雲大社ではこれを明治三年まで新嘗会と称し、明治五年以後のものは古伝新嘗祭と呼んでいる―を通じて、年ごとに更新が計られている。

火継ぎ神事の開始時期や古態を知る史料は、古代には見出すことができない。現存する確かな文書で確認されるのは、中世からである。古代史料の欠落の原因は、第一に平安末期の久安五年（一一四九）十一月、杵築の国造邸が失火で焼失した際、累代の文書旧記類が悉く烏有に帰したこと。第二に、この神事が当事者以外の立入りを許さない秘儀であったため、口伝によって行われていたこと、等によるものと思われる。従って中世から近世初頭にかけての關係史料も少なく、その殆どは断片的である。この神事が、神聖な火と水を使用して行われることを記した古い史料に、弘安年間（一二七八―八八）の作といわれる「国造義孝弘安記」があって、「鑽<sub>二</sub>神火<sub>一</sub>飲<sub>二</sub>神水<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>混<sub>二</sub>流俗<sub>一</sub>」という言葉を残している。この記録は幻の書で、その内容の詳細は不明であるが、最近に至り国庁に上申された解状であり、寛政三年（一七九一）に上宮佐草氏が作成した目録によれば、当時出雲大社に写しが所蔵されていたことが

判明した。しかし現存する最古の確実な火継ぎ神事の史料は、正平十二年（一三五七）の「国造北島貞孝申状」で、貞孝が先例通り神火神水を受けたことを申立てている。それから八年後の貞治四年になると、貞孝の子資孝の代官時国―神魂神社の神主秋上時国?―が書いた申状がある。これによると国造は火継ぎに際し、亡父の葬儀に参列することなく、大社から十里余り離れた神魂神社に参向して神火神水の継承をする時、国庁の案主(書記)・税所(税務官)をはじめ、巫女や神人たちを集め、舞楽を奏し、方式通りの神役を勤めさせて、一人に相伝せしめる神職である、と言っている。出雲国造の火継ぎ神事は、後述する種々の理由から、古代以来のものであらうと推測されるのであるが、こうしてすでに南北朝時代には、神火による神聖な食物を神々と相嘗めするという祭の方式が、近世のそれにながる形で行われていたらしいことが、確認されるのである。

火継ぎ神事は江戸初期から、学者たちの注目を集めはじめ、出雲国造は神火神水の継承を通じ「不生不滅」であること、国造就任後は聖火以外の火で調理された食物を一切食べないことなどが報告された。しかしながら神事の詳細を外に洩らすことが、殊に幕末まで厳しいタブーだったためか、報告の多くが種々の誤りを伴うものであった。それは承応三年（一六五四）の黒沢石斎著『懐橋談』、林春斎の『国史館日録』寛文七年（一六六七）六月十二日の条、享保二年（一七一七）の黒沢長尚著『雲陽誌』等の関連記事のみならず、大正十五年の『八束郡誌』に載った神魂神社社司秋上武雄氏の「秋上家所伝神火相統式次第」や、昭和十六年の『官国幣社特殊神事調』所収の出雲大社特殊神事の解説、その他にも見られるが、詳細は拙稿「火継ぎ神事の研究序説」（『神道思想史研究』所収）に譲りたい。

火継ぎ神事の研究に必要な史料の所在は、管見によれば大きく三つに分けられる。第一は千家・北島の西国造家所蔵文書である。これについては東京大学史料編纂所の影写本や、先年村田正志博士が編纂した『出雲国造家文書』も有益であるが、それらに収録されていない両家の秘蔵文書が特に重要なのである。第二は千家方の元上官平岡家、北

島方の元上官佐草家の所蔵文書である。この両家は幕末まで大庭での火継ぎ神事に必ず随行した家柄で、子孫のため門外不出の秘録が種々作られていた。私は幸にしてこれら第一・第二類の諸家の御当主達の知遇をいただき、格別の好意で未公開史料の一部を閲覧させて貰うことができた。史料の第三は、神魂神社宮司秋上家の所蔵文書である。これは先年村田博士等の努力により、島根県教育委員会から刊行された『出雲意宇六社文書』に収録され、利用が可能となった。

それではこの神事の実体はどうかというと、かなり纏った形でこれに触れている文献は、秋上家文書の中世末期や江戸初期の記録もさることながら、代表的なものとしては千家方に万治三年（一六六〇）の平岡孝昌筆「国造殿御火継記録」があり、北島方に承応三年（一六五四）の佐草自清筆「国造恒孝公御火継之記録」があつて、いずれも一子相伝の秘録とされていた。この両書によれば、当時両国造家の火継ぎは殆ど同一の形で行われている。これを表示すれば次の通りである。

### 〔第一図〕

#### 第一日

##### A 神火相統

1 本殿大床で装束を着用、袂を受けて殿内に参入し、神前に拝礼

2 神前で鑽火（家伝の秘宝たる火切り杵・臼を使用。発火すると大床で悦びの神楽を奏す）、本殿内で炊飯（米は大社の

神田、水は付近の神奈備山の真名井の滝から）

3 聖なる御飯を神に捧げて頂戴、新国造として神前に祈誓

B 半御供（洗い御供とも言い、米一石を洗米と玄米飯にする）奉奠

C 祝詞（口伝の黙祷形式）奏上

D 参籠（境内の籠り所使用。この間、杵築に火継ぎ成就を報告）

E 熊野神社からAに前後して新火切りを一組持参

第二日

A 諸御供(米三石を餅などにする、出雲大社で最も鄭重な献供)奉奠

B 祝詞(新嘗会のものに似た定型化された詞章)奏上

C 齒固め(神奈備山の真名井の小石を噛む仕草。長寿祈願の意か)

D 一夜酒(前日の御飯の一部で作る)頂戴

E 百番の神舞(榊の小枝を両手に拝舞)

F 参籠(文禄二年から北島方は、このころ連歌)

G 神事の相撲

第三日

A 湯立神楽(清めか。火は熊野の新火切りによる)

B 参籠

第四日

A 暇乞いの参拜(早朝)

B 熊野の火切りを二分、一半を大庭の国造別邸お火所に残す

C 杵築に移動

D ①大社舞殿(神楽殿)で神拝―千家方

②大社本殿で奠供・神拝―北島方

E 長庁(庁の舎)で参籠

第五・六日

A 終日参籠

第七日

A ①早朝、本殿で奠供・神拝―千家方

②早朝、本殿で参拝―北島方

まず、国造の死が確認されると、後継者は身を清め、新しい衣服を着け、家宝の古い火切りを携えて出発する。一行は宍道湖の南岸沿いに約十里の道を、九時間ほどで大庭に急行する。行列が神魂神社に到着すると、石段下の手水鉢の前で被を受け、参籠所に入る。神魂神社の祭神は明らかでないが、江戸初期の秋上家の記録では伊弉諾・伊弉冉いざなび尊みこととされ、時代が降ると伊弉冉尊が主祭神になって行く。しかしこれとは別に、万治三年（一六六〇）の佐草自清の秘録『媒家伝之神書』に残された国造の新嘗会の祝詞では、熊野大神と大国主神を中心とする神々が、祭儀の対象となっていることに注目したい。さて、参籠所に入った国造後継者は、湯かかりをして身を清め社殿に入り、本殿の入口で装束を着ける。神社関係のいかなる祭でも、装束は参籠所や社務所を出る前に着けておくものであり、神聖な本殿の入口でこれを着用する例は他にない。この異様な作法を理解する鍵の一つは、杵築の国造邸のお火所（聖火を保存し国造の食物を調理する質素な萱葺きの建物）の慣習であろう。そこは今も国造以外は男子のお火所番しか入れず、冬でも入口で足袋を脱ぎ、備付けの袴をつける。このことは後述する本殿内での炊飯と共に、神魂の本殿が国造邸お火所の機能を、臨時に果すものであったことを示していると思われる。

本殿に入った国造後継者は、神前で祈り、家宝の火切りで火を鑽りはじめ。いよいよ発火すると、神魂神社の別火がそれを受けて、本殿の一隅に設けた臨時の「作り囲炉裏」で少量の米を炊く。米は出雲大社の神田から、水は近くの茶臼山（『出雲国風土記』に神名樋山とある）中腹の真名井の滝から汲んでくる。こうして用意された御飯を、海鹽あしかの皮の敷物の上で食べることが、神火神水の継承であった。この場合、飯を盛る土器かわらは一つだけである。これを両手に捧げ、微音で神々に唱えごとをして頂戴する。これは明らかに神道の一般的な神人会食ではないが、これも一種の神々との靈交であろう。これにより、神々の生命力のみならず、その靈威をも身につけた神聖な司祭者になる。



従つて国造のことを神の「御杖代」とか「垂迹」とかいう文献も、十七世紀後期から出現するのである。続いて新国造は神前に進み、黙禱の形で祈禱と誓いを行なう。なお、この時の神聖な御飯の一部は、予め別の容器に移され、翌日の神事用の一夜酒が作られている。

火継ぎ神事は神魂神社に三晩、出雲大社に三晩の参籠を伴う七日間の複合儀礼で、その中に大庭から杵築への移動が含まれている。第一日はこの神事のと、玄米一石を御飯と洗米にして供える感謝の祭典がある。終つて参籠所にもり、杵築に神火相続を報告する飛脚を送る。この日、熊野神社からは新しい火切り（約九十糎の檜板と八十糎ほどのウツギの棒）が一組届けられている。杵築から持参した家宝の火切りも、元は同じ神社からのものなのであるが、この新しい火切りの火が次の新嘗会まで、新国造の食物調理にあてられる。神魂の本殿床下には、神で囲った臨時のお火所が設けられ、聖火が保存された。神事の期間ばかりでなく日常生活においても、この火で用意された食物を他人が食へることは嚴重に禁止され、食物の残りは必ず一定の場所に埋納された。

第二日には御供米三石を、餅などにして献げる諸御供がある。これは新嘗会にも行われるが、出雲大社における最も正式かつ鄭重な献饌と同じものであった。この神饌調理には国造用とは別の、神社の火切りが使われた筈である。ただ第三日目の清めの湯立てで神楽だけは、熊野からの新しい火切りの火が使われている。火の更新が必要だったからであろう。第二日目には諸御供に続き、神魂の本殿で歯固めの行事があった。国造は儀式用の膳の土器に入れられた真名井の滝の小石を箸で挟み、軽く三度噛む所作をする。一般に歯固めとは、日本の民間信仰では元日又は六月一日ころ、堅い食物を食べて歯を丈夫にする行事とされるから、国造の長寿を祈るものとも解されるが、別に生後百日前後の乳児の食初めくはぞの祝いをも歯固めという地方がある。後者の方を取れば、ここに新しい神聖な人格が、神の奉仕者として誕生したことの祝いということになる。続いて一夜酒の頂戴である。前日、神聖な御飯の一部で醸した酒

を、国造がいただく。そのことの意味は、聖なる御飯頂戴と変るものではない。次に神舞（神舞とも）がある。神楽歌の調べに合せて、国造は両手に神の小枝を一对持ち、微音で唱えごとをしながら、高く両手を廻して拜礼することを百回繰返す。以上の歯固め、一夜酒頂戴・神舞は、毎年の新嘗会にも神魂神社と大庭の国造別邸で行われる行事だった。これらが全て終了すると、国造は参籠所に戻る。午後には神事の相撲があった。

第三日には国造は終日参籠のままである。境内ではこの日、清めの湯立てが行われた。第四日目には未明に暇乞いの参拝をすませ、熊野からの新しい火切りを二分して、一方を大庭の別邸のお火所に残しておく。これを使い次の新嘗会に一夜酒を作るためである。続いて行列を組んで杵築に向う。往きには立てなかつた鉦と傘を立て、正式の国造としての格式を示すのである。杵築帰着後の国造の行動には、両家の間で多少の相違があった。すなわち千家方は出雲大社の神楽殿から本殿を遙拝し、庁の舎で三晩参籠の後、第七日早朝に本殿に参入し、米一石の御供を献げて誓いと祈願の参拝をする。これに対し北島方は、杵築到着後直ちに潔斎して本殿に同様の奠供をし、参拝する。あとは参籠を続け、第七日朝の神拝で終るのである。以上が前述の代表的史料に伝えられた、中世以来の標準的な火継ぎ神事的方式である。こうして七日目の朝、神事が完了すると国造邸に入り、祝宴がある。大庭に立出以来、精進料理しか食べなかつた新国造と介添えの上官は、この日国造邸で精進ほどの食事をし、平常に戻るのであった。

一方、逝去した国造の遺体は、新国造が大庭に出発する時、脇門から仏寺に送られる。出雲大社の神仏分離は寛文七年（一六六七）の御造営当時からだが、国造の葬儀が神仏併用方式―仏葬のあと別の祭場で清めの儀をして埋葬―になるのは、天保三年（一八三二）千家尊之の葬儀からで、江戸初期は幕府の政策のため仏葬以外は原則として許されなかつた。国造邸では逝去のあとも前国造用の聖火が保存され、平常通り国造用の食事がお火所に用意されている。やがて大庭から神火相統の通知が入ると、はじめてその古い火が消され、仏寺で葬儀が行われる。新国造はこれ

に参列しない。同じころ大社内の諸施設や国造邸が清められる。お火所では前国造用の食物(味噌・醬油など)や器物が、悉く碎き、埋め、又は焼かれる。お火所の屋根は葺替えられ、壁は塗直され、畳や筵は新調され、便所も造りかえられて、新国造の帰館を待つのである。

### 三 出雲国造の新嘗会

火継ぎ神事と密接な関係をもつ国造の神事に、新嘗会がある。出雲大社の新嘗の祭はもと杵築では行われず、大庭の神魂神社と国造別邸で齋行される兩國造の新嘗会が、すなわち出雲大社の新嘗祭だった。この神事も古くからのものと想像されるが、確かな文書にその名が出現するのは十六世紀後半のことであり、その実態は火継ぎ神事よりな世に知られていない。恐らくは年々の恒例行事なので筆録する必要が感じられなかったのが、その原因の一つかと思われる。筆者の知る限り、新嘗会の最も重要な史料は佐草自清の元禄元年(一六八八)著『重山雲秘抄』上と、万治三年(一六六〇)十一月の『千家国造家日記』である。

これらによると、両家ともその方式・順序に殆ど変る所がない。次掲の第二図は、近世前・後期における新嘗会の諸行事を示すが、最上段の『重山雲秘抄』に見える姿は、中世末期すでに概ねこの通りだったという。

〔第二図〕

A 元禄元年(一六八八) 『重山雲秘抄』上	B	C	D	E	F	H	I	J
(→) 大庭の国造別邸 宵に熊野神社から火切り。鑽火・炊飯	○	○	○	○	○	○	○	○



## 北島国造方

F 寛延二年（一七四九）「大庭新嘗会遷宮一途之日記」

H 寛政五年（一七九三）「大庭新嘗会日記」

I 慶応二年（一八六六）「大庭御新嘗会日記」

J 明治二年（一八六九）「〃 〃 〃 〃」

先ず両国造の大庭への出発は、新嘗会の二日前、十一月中または下の丑の日で、杵築出発の際から先番・次番の順が決められていた。行列は現在の出雲市東方の中宿に一泊し、翌日大庭に到着すると、それぞれの別邸に入る。卯の日早朝、両国造は次々に神魂神社に参拝し、神楽を上げて帰る。新嘗会の行事はその晩、熊野神社の神人（亀大夫）が別邸に三組ずつの火切りを届けることから始まる。大庭と杵築の社人がこれを吟味し、試みに鑽火をするが、国造・上官・秋上神主などはそこに臨席しない。いわゆる亀大夫の悪態は、十七世紀の記録には出てこない。このあと、火切りの一組の火をお火所に移し、真名井の滝の水を使って少量の新米を炊く。これはこの晩、国造別邸の神事に、国造が新嘗するためのものである。続いて国造は輿に乗り、神魂神社に移る。本殿での式典の第一は、火継ぎ神事の第二日に見られたと同じ、正式の諸御供の奉奠である。それから国造は境内の庁の舎に移り、本殿に向って祝詞を唱える。神道の祭では、祝詞は祭壇の前で唱うべきもので、このような例は全く珍しいが、出雲大社では当時三月会（現在の例祭に相当）にも同様な方式が行われていた。続いて同じ庁の舎で、歯固め・一夜酒頂戴・禰舞がある。火継ぎ神事と同じやり方だが、この方は場所が庁の舎になっている。一夜酒は祭りの前夜、前年から残しておいた一組の火切りを使い新米を炊き、杵築のお火所から持参の麴を入れて造った。

新嘗会の前半はこれで終り、後半は国造別邸が祭場になる。そこでの最初は、「釜の神事」である。神が乗って降臨したと伝えられる古い大釜が広間に据えられる。釜の上には新しい玄米の飯を納めた俵を載せ、その俵には神々の

象徴である御幣が立てられている。神魂の別火は、この釜と国造に向って祝詞を唱え、終って担い棒の前後に稲穂三把と一夜酒入りの瓶子をつけて担い、杖をつき釜の周囲を「荒田なし」と唱えながら三度巡る。この釜を巡る別火の姿と同じものが、鎌倉時代の紀州熊野や伏見稻荷に関する絵画には、農業神の姿として描かれている。別邸ではこれに続きもう一度、国造の歯固め・一夜酒頂戴（北島方のみ）・榊舞がある。次に国造の新嘗、すなわち御飯頂戴となる。作法は火継ぎ神事のはじめの、神聖な御飯頂戴の際と同じだが、御飯は別邸お火所で炊かれている。そのあと、火切り板に国造が「新嘗会御火切」などの文字を揮毫して終るのである。

夕暮からはじまった新嘗会は、両国造によって次々に夜を徹して行われ、やがて暁の光が差込んでくる。日の出のころ、前夜から奉仕した神職たちとの饗宴（侍の神事）があった。新嘗会が済んだので、国造はこの朝から、それまで食べることを慎んできたその年の新しい大豆・小豆・黍・粟・茄子・瓜・干瓢などを、はじめて味わうことができた。この饗宴のあと、国造の行列は大庭を出、途中で一泊して巳の日杵築に帰るのが常であった。

新嘗会のこのような複合的儀礼において、われわれは何故、国造の歯固め・榊舞などの行事が、神魂神社と別邸の双方で繰返されねばならなかったか、という疑問を持つ。これにつき仮説を試みるなら、新嘗会はもと出雲国造が杵築に移住する前から、大庭の国造邸で行なっていたものだが、平安中期以後、神魂が正式の神社として展開すると共に、祭場が二元化し、儀礼の若干は二カ所で行われるに至ったと思われる。

#### 四 火継ぎ神事の変容と研究意義

そこでいま一度、火継ぎ神事に戻ろう。神魂神社が平安中期以後の展開であることは明白なので、火継ぎ神事も神

魂で行われる限り、それ以前まで歴史を遡らせることはできない。しかし国造の新嘗が、その名称はともかくとして、神魂社の成立以前から大庭の国造邸で行われるものであったとすれば、火継ぎ神事も神魂社の成立以前から存在していた可能性が出てくる。何故なら、この両神事はあまりにも密接に関わり合っているからである。関連してこれら両神事に、神楽歌の伴奏に使われる琴板（長さ約一米の琴の形をした杉の箱で、絃が無く裏面に丸い穴がある。これを柳の小枝で叩き拍手を取る）は、和琴わごんの出現以前からの古代楽器の形態を伝えるものと思われる。また、聖火を鑽るための火切りは、伊勢神宮などに見られるハズミ車のついた改良型ではなく、太古さながらの原始的な揉み錐形式のもので、これらが必ず使われていることも両神事の起原が中世あたりのものでないことを推測せしめる。しかも両神事における火切りは、昔も今も一貫して、出雲氏の古い氏神と思われる熊野神社からのものでなければならなかった。出雲国造の杵築移動後、国造と熊野神社の関係は次第に疎遠になって近世に至った。それにも拘らず熊野からの火切りが必ず使われていることは、この二つの神事の原型が、国造の熊野神社に直接奉仕していた当時からのものであることを暗示する、と私は考える。

さてそれでは、この火継ぎ神事がその後いかに変化して行くかという問題に入ろう。次掲の第三図は、江戸前期から幕末に至る両国造の火継ぎを、一覽し得た史料によって分析したものである。

〔第三図〕

（千家方）

68代 千家尊光

万治三年（一六六〇）七月

A

（千）

「国造殿御火継記録」平岡藏人孝昌

75代 千家俊勝

享和十年（一七二五）五月

C-1

（千）

「国造俊勝御代始記」（「国造家日記」）

C-2

（秋）

「千家豊実・同俊勝神火相統記録」秋上丹治孝相

76代 千家俊秀

安永五年（一七七六）四月

D-1

（千）

「出雲俊秀神火相統之次第」（「国造家日記」）

2 の 間 ( 本 殿 内 二 の 間 )	1 本 殿 大 床 で 装 束 着 用 ・ 破 綻	A 神 火 相 統	第一日	千 家 尊 光	A 1660
			北 島 恒 孝	B 1654	
			千 家 俊 勝	C 1 1725	
			"	C 2 1725	
			千 家 俊 秀	D 1 1776	
			"	D 2 1776	
			千 家 尊 之	E 1 1795	
			千 家 尊 孫	F 1 1832	
			北 島 直 孝	J 1 1730	
			"	J 2 1730	
			北 島 惟 孝	K 1 1784	
			"	K 2 1784	
北 島 宣 孝	L 1 1803				
北 島 全 孝	M 1 1838				

(千) || 千家国造家文書、(北) || 北島国造家文書、(秋) || 秋上家文書、(佐) || 佐草家文書

77代 千家尊之 寛政七年(一七九五)三月 D 1 (秋) 「千家俊秀神火相統日記」 秋上大祐広国？  
 E 1 (千) 「国造家日記」  
 E 2 (秋) 「千家尊之神火相統日記」 秋上庵之介直国  
 F 1 (千) 「国造家日記」

78代 千家尊孫 天保三年(一八三二)十月 F 1 (千) 「国造家日記」

(北島方)

66代 北島恒孝<sup>孝</sup> 承応三年(一六五四)八月 B (佐) 「国造恒孝公御火継之記録」 佐草宮内自清  
 69代 北島直孝 享保十五年(一七三〇)九月 J 1 (北) 「国造直孝火継日記」 北島内蔵助孝京・北島掃部  
 J 2 (秋) 「北島直孝火継相統記」 秋上主部清(孝相)

70代 北島惟孝 天明四年(一七八四)九月 K 1 (佐) 「惟孝君御直日記拔書・御火継之事」 明治三年佐草武清写  
 K 2 (秋) 「北島家孝神火相統日記」 别火秋上操

72代 北島宣孝 享和三年(一八〇三)閏正月 L 1 (佐) 「国造宣孝公御神火御相統之節大庭日記」 佐草茂清  
 M 1 (佐) 「全孝公神火御相統之日記」 佐草尚書美清

75代 北島全孝 天保九年(一八三八)七月 M 1 (秋) 「北島順孝神火相統日記」 秋上三郎左衛門久国



出雲国造の火継ぎ神事

E 百番の舞	D 醴酒頂戴	C 齒固め	B 祝詞奏上	A 諸御供奠供	第二日	② 〃 三枚	E ①熊野社か ら新火切 り一枚	D 参籠(篋り 所)	C 祝詞奏上	B 半御供(洗 御供)奠供	3 頂戴・神に 祈誓	聖なる御飯
○	○	○	○	○		×	○	○	○ 第二日	○ 第二日	○	
○	○	○	○	○	○ 連歌	×	○	○	○	○	○	○
○		○	√ 神拝	○		×	○	○	○	○	○	○
○	○	○	√	○				○		○		
○		○	○	○ 第三日				○	○	○	○	○
○	○	○		○ 第三日		○	×			○		○
○	√	○	√	○ 第三日		○	×	○				○
○	√	○	√	○ 第二日		○	×	○	√	○	○	○
○	○	○	√	○			○	○	√	○	○	○
						○						
○	○	○	○	○ 第四日		○	×	√	○	○	√	○
○	○	○	○	○	○ 連歌	○	×	○	√	√	○	○
○	○ 御飯— 一夜酒の誤	○	○	○		○	×	√	○	○	○	○
							× なぎこと の確認さ れるもの					√ 行われた ことの推 定可能

E 長斤(斤の 舎)で参籠	②大社本殿 で奠供・ 神拜	①大社舞殿 (神楽殿) で神拜	C 杵築に移動	B 熊野の火切 りを二分、 一半を残す	A 暇乞いの参 拜	第四日	B 参籠	A 湯立神楽	第三日	G 神事の相撲	F 参籠
○	×	○	○	○	○		○	○		○	○
○	第三日 参拜、 第四日 奠供	×	○	○	○	第三日	○	第二日 ○		○	○
○	×	○	○	○	○		○	○		○	
			○		○			○		途中 中止	○
○	×	○	第四日 ○		○	第三日				○	○
				×						○	
			第四日 ○	×	○	第三日	○	○		○	○
○	×	○	第三日 ○		○	第二日	○	第二日 ○		○	○
	第五日 ○	八足門 ○									
○	○	八足門 ○	○		▽		○	第二日 ○		○	○
				×							
			第五日 ○	×	○	第四日	▽	第四日 ○		○	▽
○	×	八足門 ○	○	×	○		▽	第二日 ○		○	▽
○	×	八足門 ○	○	×	○	第三日	▽	第二日 ○		○	▽

この表の最上段のA・Bは、千家尊光（一六六〇年）と北島恒孝（一六五四年）のそれを示した。これと同じ表のC1・C2の千家俊勝（一七二五年）、ならびにJ1・J2の北島直孝（一七三〇年）当時のものと比較すると、十八世紀前期の火継ぎには、中世末ないし近世初めの方式が、ほぼ忠実に守られていることがわかる。次に俊勝・直孝より以後のものについて見ると、これも全体的には右と同様であるが、十八世紀中期を境にして小変化が起きている。その第一は第一日目に熊野神社から受領する火切りの数で、一七七六年の千家俊秀の時に一枚から三枚に増え、以後両家とも三枚ずつ受領して幕末に至る。この背後には熊野神社の別火の工作があった。これに関連して第四日目のBに見るごとく、以前のように火切りを切半することなく、余分の一組を大庭に残すことになる。変化の第二は、杵築に帰着後の北島方の、出雲大社参拝と御供献進の時期である。既述のように江戸前期には第四日目に本殿に昇り、奠供と神拝があった。この方式は惟孝（一七八四年）の頃まで続いたらしいが、宣孝（一八〇三年）・全孝（一八三八年）の

第五・六日	A 参籠	第七日	A ①早朝、本殿で奠供・神拜	②早朝、本殿で神拜	B 土居(国造邸)で祝宴
	○		○	×	○
	○		×	○	○
	○		○	×	○
	○		目十四日	×	目十四日
第四・五日			○	×	○
			×	○	○
	○		×	○	○
				第八日	○
			○	×	○
	社参		○	×	○
第四・五日	社参		○	×	○

代になると千家方に近い形に変わっている。すなわち帰着当日は八足門から遙拝して参籠に入り、最終日早朝に昇殿して奠供・神拝をしている。その理由は明らかでないが、千家方の方式を宗教性がより高いものとする判断の結果である。史料<sup>1)</sup>によれば、北島方の第七十一代国造明孝は、在職十三年の後三十一歳で多病のため、享和三年（一八〇三）に嗣子宣孝に職を譲っている。次いで明治二年のことになるが、千家方でも三十八年間在職していた第七十八代国造尊孫が、老病のため長子尊澄へパトタッチしている。しかしながら、火継ぎ神事の儀礼全体の流れは、大筋において江戸初期のものと大差がなく、二百数十年の歳月を通じ、いかに良く古態が守られて来たかが立証されると思われる。

これより先、十八世紀後期になると熊野神社の別火は、古代における出雲国造とのつながりを復活させて自社の權威を高めるため、火継ぎ神事のあと国造が熊野神社を参詣するよう要請をはじめた。旧記に一切見えない熊野側の申立てに接し、北島方は幕末に至るまでその実行を差控えているが、千家方は敢えてこれを受け入れ、俊秀の代から火継ぎ神事の次の新嘗会の朝、先方の申し出に近い方式で熊野に詣でるようになった。これが大正四年に御大典を記念して創設された十月十五日の、鑽火祭（新しい火切りを受領する祭）の先駆をなすものである。

明治二年になると熊野の別火は、更に新嘗会を毎年熊野で執行してほしい旨、申入れて来た。関連して両国造家は、翌三年神祇官に伺書を提出し、古く新嘗の祭を熊野で行なった確証がないのに対し、神魂神社はこの祭儀執行の歴史が古く、そのための料田や国造別邸もあるのだから、新嘗祭は従来通り大庭でやりたい。しかし熊野神社は出雲国造にとり格別な社なのだから、御一新を機に火継ぎ神事は今後熊野で挙行することにし、その帰途神魂の社に詣で、御供を献じ神秘的儀式をいたしたい、との案を提出している。神祇官のこれに対する回答は不明だが、この年の新嘗の祭は従前の方式で大庭で執行された。

さて、明治四年から始まった政府の神社制度の改革は、出雲大社にも甚大な影響をもたらした。この年一月の社寺領の上知で、出雲大社は総計三千三百六十一石余の神領を失い、両家合せて五百二十七名に及んだとされる国造・上官・祢宜・中官・被官・巫女・神人等の社家の、経済的基盤が根底から揺り動かされた。続く五月には官幣大社への列格により、出雲大社の祭儀や祭祀習俗も従来のままではあり得なくなった。特にそれに伴って施行された官選神職制により、上官以下の過半数は大幅な人員削減と精選補任の対象となり、社家としての存続が危ぶまれる状態となった。こうした状況の中で、明治四年の新嘗祭がどのように行われたかは不明であるが、少なくとも在来の大庭出向という形を取り得なかったことだけは確かである。

明治五年一月になると、官選による大・少宮司として、千家尊福・北島脩孝の兩名が任命されたが、国造職のバトン・タッチは遅れて同年十一月十九日、この年の新嘗祭の三日前であった。史料不足のため断定はできないが、政治的・社会的激動の中にあつて、この時の火継ぎは大庭に参向することなく、出雲大社における国造交代の報告祭のみだった様子で、別に両家から、すでに国幣中社に列格していた熊野神社に代理が派遣されて、同様の報告祭がなされている。

これより先、明治五年六月には、出雲国造の火の禁忌に重大な変化をもたらす問合せが教部省に出され、許可になっている。それまで兩國造は、熊野からの火切りによる聖火以外の火で用意された食物を、一切口にしないことを守ってきた。旅行中も火留宮などを納めた調度唐櫃を携行していた。しかし官選宮司としての要務による上京が重なり、殊に明治五年春から本格化する大教宣布運動に、千家尊福は神道西部管長を命ぜられ、全国に遊説するといったことになる。それまでの火のタブーの厳守が旅行中は行届きがなくなる。こうした背景の中で、以後出雲国造は神火神水の伝統を大切にするものの、聖火による斎食は祭儀の時だけ摂り、日常生活においては一般人と同じ食事をして

差支えないよう、改革が認められるのである。この食習慣行の切換えは、具体的には五年十一月の両国造同時交代の日から行われた。その折の報告祭の祝詞を見ると、時勢の変化とはいえ古来の禁忌から離れてゆく深い嘆きと懼れが、切実に感じられる。しかし伝統はこれで断絶した訳ではない。例えば千家家について言えば、祭儀のない日でも国造は毎朝潔斎して自宅のお火所に入り、神拝をして、お火所裏の専用井戸の水と聖火で炊いた、小土器に一杯の御飯を戴く行事をすませてから、はじめて家族と同じ朝食の膳につくことを、戦後に至るまで続けているのである。

ところで、大庭における国造の新嘗は、明治五年六月の教部省認可により再開される筈であったが、大・少宮司が官社の大祭となった出雲大社新嘗祭に奉仕することなく、大庭に向かう訳には行かないことが明らかになったので、改めて九月に教部省の認可を取直し、大社での公式の新嘗祭の終了後、国造の私祭として同日杵築でこれを執行することとし、神魂神社には職員一名を遣して猷供させることとなった。これにより大庭での国造の新嘗行事は廃絶の止むなきに至り、今日に及んでいる。

いわゆる「古伝新嘗祭」の成立については、明治時代の史料が庁の舎の火災等のため甚だ少ないので、明確な跡づけが出来ない。次掲の第四図の上段は、明治五年十一月二十二日午後の、国造の私祭としての新嘗祭の次第で、出典は社務所保存の記録である。

〔第四図〕（明治以降における出雲国造の「古伝新嘗祭」）

<p>明治五年 「新嘗祭」記録</p>	<p>大正十三年 『出雲大社特種神事取調書』</p>	<p>昭和四十年改訂版 『出雲大社由緒略記』</p>
<p>1 庁の舎榭の間から神拝 (本殿遙拝)</p>	<p>1 拝殿の祭壇で宮司一揖 宮司御飯・醴酒を捧げ四方に献す</p>	<p>1 同上 2 同上(黙禱を伴う)</p>

<p>2 釜の神事 大宮司以下拝礼 禰宜拝礼・祝詞・"奉幣" 釜めぐり</p> <p>3 百番の舞 大宮司・少宮司・禰宜以下</p> <p>4 三献式 大宮司の饗膳に歯固めの石 全員の饗膳に撤下の御飯 三献式に撤下の醴酒</p> <p>5 神拝して退下</p>	<p>3 宮司四方に黙禱・再拝拍手</p> <p>4 宮司相嘗の式</p> <p>5 宮司火切臼に揮毫</p> <p>6 宮司歯固式</p> <p>7 百番の神舞 宮司・権宮司・禰宜 (夫々終りに再拝拍手)</p> <p>8 宮司祭壇で一揖 釜の前で再拝拍手</p> <p>9 禰宜釜の神事 一揖して釜めぐり三回 二拝拍手一揖(祝詞なし) 退出して直会(社務所神の間) 宮司以下饗膳 三献式</p>	<p>3 同上(相嘗め)</p> <p>4 同上(揮毫)</p> <p>5 同上(歯固め)</p> <p>6 百番の舞 (権宮司・禰宜は行わず)</p> <p>7 同上</p> <p>8 同上 (釜の前には行かず)</p> <p>9 同上(庁の舎) (二拝拍手なく前後に一揖)</p>
--	---	--

これによると場所は庁の舎神事の間で、先ず本殿の遙拝があり、次いで釜の神事・百番の舞・三献式と続いて、最後に又本殿を遙拝している。この三献式の国造の饗膳に、歯固めの石と本殿から撤下された神供の御飯が、土器に盛り、添えられている点は注目の必要がある。こうした行事がやがて夜に移され、"古伝新嘗祭"と呼ばれて、同じ第四図中段のごとき式次第に変化するものは、恐らく明治中期頃かと推定されるが、現在もそれが殆ど変ることなく踏襲

されているのである。

これに対し火継ぎ神事の方はどうか。千家方では明治十五年、千家尊福の辞任に伴う尊紀のの神火相続があったが、この時の記録は出雲大社にも見当らない。あるいは神社制度の改革に伴う国造家としての対応が、この神事に関しては未確定で、明治五年のものに似た便法によって執行したかとも想像される。明治四十四年になると、尊紀国造の帰幽に伴う嗣子尊統むねむら氏の火継ぎがあった。千家尊福著『出雲大神』によって、その模様を検討すると、先ず十二月十八日夕刻、杵築の国造邸お火所で神火相続の儀式があった。翌十九日には人力車で熊野神社に至り、就任報告を兼ねて新火切り受領の祭典を挙行し、同夜は熊野神社に参籠する。二十日朝には同社に参拝して大庭に向い、神魂神社に幣帛を供進して拝礼し、吉例による角力の儀を見る。同日夕刻には杵築に帰着し、大鳥居を経て境内の賽路を通り、会所で三献の式をして参籠する。そして翌二十一日、午前八時から新任奉告祭を出雲大社で執行し、新宮司は社務所に入って神職一同に新任の披露をする、という順序であった。

尊統氏の火継ぎにおいて、中心となるものは勿論、第一日の杵築お火所での神火相続である。『出雲大神』からその部分の儀注を引用しよう。

時刻(明治四十四年十二月十八日午後五時)式に列する諸員参集所に着く

次新任宮司衣冠を着し伝来の靈器を錦囊のまゝに奉じ齋火殿に向ふ

次齋火殿の入口に於て宮司清祓式を行ふ

次宮司殿内の上段設けの席に着く南面

次諸員殿内の下段に着座東上北面手水は入口に於てなす

次宮司手水の儀あり

次宮司殿内の神前に向ひ口伝の皇神を招祭して黙禱再拝拍手

次宮司錦囊中の燧白燧料を出す



次宮司新に刀を以て燧臼の火口を刻む

次殿内上段に荒薦を敷き其上に揉みたる木綿に白紙を置き艾を添ふ

次宮司燧臼燧杵を白紙の上に置く

次諸員燧杵をとり燧臼の火口に当て摩擦して火を取る

次発したる火を斎火殿主任に渡す

次主任炊所の炉に火を置き松并に柳の木削花を用ひて焚付く(息気を禁ずるを以て白扇にてあふぐことあり)

次主任焚付けたる火にて土鍋をかけ真名井の水を以て洗淨せる米を煮る

次飯を大土器二重の上なる分に盛り高き台膳に置き前方左右に土器(左昆布 右生豆)を置き川柳製の箸を添ふ

次に宮司の座前に敷皮を舖く

次に敷皮の上に台膳を饒(饒)ゆ

次宮司箸をとりて飯を三口食し菜を嘗む

次台膳を撤し清水を進む宮司清水にて嗽くこと三度訖て清水器并に敷皮を撤す

次宮司神前に進み黙禱再拜拍手

次諸員首席の者古昔の家役たりし権檢校相伝の事を申言す

次宮司以下諸員退出

この行事の流れを簡単に追えば、

お火所の入口で清被―新宮司上段の間に着座―手水―神前に皇神を招き祭る(黙禱形式)―新宮司家宝の火切りを取出し火口を刻む―上段の間で諸員が火を鑽り出す―発火した聖火を使いお火所主任が殿内の炉で炊飯―炊上ると新宮司が、台膳上の御飯の入った土器を両手で持ち神々に捧げ、それをみずから三口頂戴―新宮司、口を嗽ぎ神前で黙禱―諸員の首席の者が権檢校家相伝の訓戒を新宮司に言上―退出

となっている。この式次第を見て直ぐ思い当ることは、ここに明治二年まで神魂の本殿で行われていた火継ぎ神事

の、第一日目の神火相統の方式が、熊野の神人による新火切りの差出しを除けば、殆どそのまま採用されていることである。

続いて第二日目の、熊野神社での祭儀を見よう。細かい儀注は省略するが、行事の順序は、

定刻に出雲大社・熊野神社の宮司以下が祭場に着座―熊野の禰宜が新火切り二組を出雲国造(新宮司)の前に進め、国造はこれに文字を記す―神饌所で両社の職員が新火切りで鑽火・炊飯―熊野神社宮司が本殿の扉を開き、祝詞―同社禰宜以下の献饌(この時、新火切りの火で炊いた御飯も供える)―出雲国造からの幣帛供進―出雲国造の祝詞―同じく歯固め・百番の神舞―熊野神社宮司以下の玉串拝礼―撤饌―本殿の閉扉―出雲国造、境内末社伊弉那美社・火置社参拝

となっている。ここでの鑽火には出雲国造は加わらず、相嘗めもない。また、国造の玉串拝礼がないのは、百番の神舞がこれを兼ねるからであろう。熊野神社でのこの祭は、全体的に見ると、新国造の火切りへの揮毫以外は、往年の神魂神社における火継ぎ神事の、第二日目の諸行事にかなり近いものである。

こうした前後四日に亘るこの神事の新方式は、昭和二十二年秋に行われた現国造千家尊祀宮司(尊統氏の嫡子)の火継ぎにもモデルとされ、概ねこれに近い形で神事が展開されている。

これらを通覧するに、明治以来の諸制度激変の中で、この神事や鑽火祭を通じ、出雲国造とその古代の奉斎神である熊野神社とのかかわりが何ほどか復活された反面、神魂神社との関係が薄められることになった。時勢の流れに対応する一つの方法として、これも致し方ない所であったのかも知れない。いづれにしろ、千家方のこうした新しい火継ぎ神事の方式は、神事の中核となる神火相統の場を杵築のお火所に移した点を除き、大まかな言い方をすれば結局、前述の明治三年に神祇官に提出した両国造の伺書の案に、かなり近い線にまとまることになった。

北島方は明治六年以来、故あって出雲大社への直接奉仕の場から離れ、神道出雲教を組織して、側面から大国主神の信仰を今も支えている。国造就任式は明治二十六年に齊孝<sup>なりり</sup>、大正七年に貴孝<sup>よし</sup>、昭和三十一年に英孝<sup>ひで</sup>の諸氏が挙行しているが、火継ぎに関する明治以降の記録は不明ということで、まだ拝見を許されていない。現当主英孝氏の場合、古式により神魂神社で神火相続が行われた、という。ただ、詳述の暇はないが、その所要日数は一日だけであり、昭和五十六年の文化庁編『火鑽習俗』でかいま見る限り、幕末までのものに較べ神事の内容にかなりの省略が窺われる。しかしながら、ここにおいても神々との相嘗めが、依然儀礼の中心として強調されている点は、確認できるのである。

最後に、火継ぎ神事の研究意義について一言触れておきたい。その第一は、すでに藤井貞文・村田正志両博士も示唆しているように、ここに古代的な聖職者の継承法が窺われる点である。神火継承といっても、この神事の本旨は単なる聖火や発火具の相続ではない。それらを使い、神聖な食物を用意して、神人会食をすることにより、神との霊的なつながりが生じて、祖先以来の司祭者としての人格が継承されることにある。そうして更に、年々の新嘗まつりを通じ、その更新がなされるとの信仰が見られる。意義の第二は、諸宗教における聖職者の聖化儀礼との対比である。密教の秘密灌頂、カトリックの品級などに対して、天皇や出雲国造の場合は、食物の共食を通じての神人合一に特色がある。しかもその相嘗めが、前後に厳しい清めと参籠を伴っている点は、今日も変わらない。第三は、この儀礼と新嘗まつりに、極めて古式の発火具や原始的な琴板が使用されていることである。殊に、この火切りによる聖火が邸内に保存され、神事だけでなく国造の日常生活にも使用されて、明治五年までは食物調理の一切がこれによって行われていたことは、日本人の古い生活の仕方を偲はしめるものがある。第四は国造における火と食物、ならびに汚穢の回避に関する厳しいタブーであって、古代の特殊な聖職者に課せられていた禁忌の一端を、これにより窺うことができ

るのは、宗教学的にも興味深い。第五には、本稿にはあまり触れていないが、国造の葬法が古代日本人の死生観の考察に、若干の示唆を与えるかと思われる点である。有名な菱根の池への水葬の問題はさて置いて、嗣子に一切忌服がないことは現在も変わらず、古代のモガリの解明に一つの視点を与えるものであろう。

これを要するに、火継ぎ神事の研究は、単に出雲大社だけの問題でなく、皇室における諸儀礼などと共に、神道全体の問題を考察する重要な手がかりの一つになると思われるのである。

〔付記〕

本稿の内容につき、詳細は次の拙稿をご参照いただければ幸である。

「火継ぎ神事の研究序説」安津素彦博士古稀祝賀会編・発行『神道思想史研究』（昭和五十八年）。

「万治三年平岡藏人孝昌筆『国造殿御火継記録』」『神道学』八十号。

「神道の秘儀―近世初期の火継ぎ神事」『折口博士記念古代研究所紀要』三・四輯。

「出雲国造の三火の秘書」『神道及び神道史』三十九・四十合併号。

「出雲国造の祭事・葬送・禁忌」『宗教研究』一三二号。

「新嘗会の一考察」神道学会編『出雲学論攷』出雲大社。

「出雲国造新嘗会の古史料」『国学院雑誌』八十七卷十一号。

「近世後期の火継ぎ神事」『国学院大学日本文化研究所紀要』五十三輯。

「近世後期の出雲国造新嘗会」(一)・(二)『国学院雑誌』八十二卷九・十一号。

「特殊神事の変容―出雲国造の新嘗会と火継ぎ神事をめぐって―」『神道宗教』一二〇号。